

国家公務員共済組合連合会

新 別 府 病 院

売店・自動販売機

一括業務委託募集要領

令和 7年 8月

目次

ページ

1.	目的	1
2.	応募資格	1
3.	出店場所	1
4.	病院概要	1
5.	店舗の基本コンセプト	2
6.	出店条件と営業に関する仕様	2
7.	応募手続き等	4
8.	事業者の審査	5
9.	その他	6
10.	提出書類	6

目的

国家公務員共済組合連合会新別府病院における入院・外来患者・来院者へのサービス向上及び職員の福利厚生の実現を図ることを目的として、売店・自動販売機の運営（以下、当事業という）を行う運営事業者（以下、事業者という）を選定することを目的とする。

1. 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす事業者に関し応募できるものとする。

- (1) 国家公務員共済組合連合会 新別府病院内に設置する店舗の趣旨を十分理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 過去3年において、継続して200床以上の病院内での売店・自動販売機の営業実績を有すること。
- (3) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (4) 応募に係る能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (5) 過去3年以内に、国税及び地方税を滞納していない者で、行政処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体でないこと。
- (8) 運営にあたり、関係法令の規定により資格等が必要な場合はそれらを有すること。また、関係法令の許認可等（届出を含む）が必要な場合は、選定後自らその手続きを行うこと。
- (9) 事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有すること。

2. 出店場所

名 称	国家公務員共済組合連合会 新別府病院
所 在 地	〒874-8538 大分県別府市大字鶴見 3898 番地
出 店 場 所	新別府病院 病棟1階
店 舗 面 積	別添平面図参照

3. 病院概要

病 床 数 269 床

入院患者数 201 人（1 日平均、令和6年度実績）

外来患者数 179 人（1 日平均、令和6年度実績）

※ 上記の患者数については、令和 7 年度以降を保障するものではありません。

職 員 数 454 人（その他委託職員 50 人程度）

診 療 科 内科・脳神経内科 呼吸器内科・消化器内科・肝臓内科・腎臓内科・内分泌代謝内科
・膠原病リウマチ科・循環器内科・外科・消化器外科・肛門外科・整形外科・人工関節セ
ンター・脳神経外科・心臓血管外科・泌尿器科・眼科・救急科・麻酔科・放射線科

外来受付時間 8:30～11:00 13:00～15:00（午後には内科のみ）

休診日 土曜日・日曜日・祝日

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

4. 店舗の基本コンセプト

(1) 利用者のニーズへの対応

- ① 患者・来院者・職員等のニーズに合致した店舗の機能・営業時間。
- ② 患者・来院者・職員等のニーズに合致した商品・サービス・価格。

(2) 病院店舗に相応しいレイアウト

- ① 可能な限りバリアフリー仕様とすること。
- ② 患者・来院者・職員等の動線、建物の構造上の制約及び防災に考慮したレイアウト。
- ③ 病院内の店舗に相応しい外観・インテリア。

(3) 安定的かつ継続的な店舗運営

- ① 資金・人材・商品・サービスの開発力等の支援体制を有すること。
- ② 効率的かつ安定的な店舗運営を支援する物流システム、商品管理システムを有すること。
- ③ 従業員の教育・訓練体制が構築されていること。
- ④ 適正な従業員配置体制が確保できること。
- ⑤ 適正な安全管理・衛生管理体制を有すること。
- ⑥ 算出根拠が妥当で健全な店舗の収支計画が立案・実行されること。

(4) 環境への配慮と貢献

- ① 事業者として環境への配慮・貢献がなされていること。
- ② 店舗に設置する設備・機器に省エネルギーへの配慮がなされていること。
- ③ 店舗から発生する廃棄物の適正な回収・廃棄を行うこと。

5. 出店条件と営業に関する仕様

(1) 出店に係る契約

新別府病院と事業者で運営委託契約を締結する。

(2) 出店条件

業務	営業時間	内容
売店	平日は午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分、土・日・祝日は、午後 5 時までは営業を行うこととしたうえで、事業者の提案によるものとする。また、原則として年中無休とする。	現業者が取り扱っている商品・サービス等について、当院が必要と認めるものについては継続して取扱い、利用者・職員に対する運用についても現状と同等な取扱いを行うこと。 また、職員が利用する際、キャッシュレスで使用方法を提案・実施すること。
自動販売機	24 時間とする。	5 台程度設置。 大手メーカーを中心に、季節に応じた商品を提供すること。 カップ式飲料自動販売機設置を検討すること。 省エネ機器を選定すること。 キャッシュレスで使用方法を提案・実施すること。

(3) 運営委託契約期間

- ① 運営委託契約期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 31 ヶ月とする。
- ② 店舗の設置・撤去に要する時間は、委託契約期間に含まないものとする。

(4) 売上分配金等

- ① 事業者の提案により、売上分配金(売上×受託料%、消費税含む)を毎月支払うこととする。この金額は契約更新時に見直す場合がある。
- ② 売上分配金は、翌月末日までに当院の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- ③ 売上分配金の他に実費として、光熱水費・廃棄物処理費等の実費を徴収する。(個別メーターを設置し確認、測定不可能な場合は定額制とする)
- ④ 振込手数料は、営業事業者の負担とする。

(5) 使用上の制限等

- ① 事業者は、病院建物の使用にあたり、構造上の形質を変更することはできない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けた時は、この限りではない。
- ② いかなる場合でも、事業者は当事業に係る経営権の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ、若しくは担保に供し、又は営業の委託、若しくは名義貸し等を行うことはできない。ただし、当院の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 事業者は企画・設計にあたっては、防災面等に十分配慮するとともに、改修工事に伴う当院との協議に応じるとともに関係機関への各種届出を行うこと。
- ④ 店舗内又は店舗に隣接した場所に、店舗で販売した商品・包装等から発生する廃棄物の回収に必要なゴミ箱を事業者の負担で設置すること。また、廃棄物の収集・廃棄についても事業者の負担とする。
- ⑤ 商品・廃棄物等の搬入・搬出等の時間・方法等については、当院の指示に従うこと。
- ⑥ 貼り紙及び看板等の表示又は掲示は賃貸借契約を締結した場所以外では認めない。
- ⑦ 店舗の設置・運営にあたっては、関係法規及び当院の関係規定等に定める事項を遵守すること。
- ⑧ 上記の使用上の制限等に反した場合は、契約を解除する。この場合、事業者は当院に対し一切の補償を請求することはできない。また、当院又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を補償しなければならない。

(6) 商品価格の設定

事業者は、利用者の増大を図るため、より高い品質を保持したうえで、より低価格で提供できるよう努めること。

(7) 委託販売

手術等で患者様が使用する医材消耗品について、病院が選定した数品目の医療消耗品を病院に代わり販売することができること。また、この商品の販売代金については、売上に含まないこと

(8) 販売を禁止する物

アルコール類、タバコ(携帯灰皿等の喫煙関連商品を含む。)、ライター、マッチ、カッターナイフ及び、はさみ(事務用、工作用)等の刃物、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等については、販売を禁止する。

(9) 商品管理

事業者は、仕入れ商品について安全性等信頼できる業者より仕入れることとし、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。食品衛生法を遵守し取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を遵守すること。また、商品の安全管理には十分配慮し、管理責任を明確にすること。

(10) 衛生管理

定期的に清掃を実施するとともに、商品搬入者の衛生教育を徹底し、事故防止に努めること。

これらにおいて発生した問題等についてはすべて営業事業者の負担と責任において対処するものとする。

(11) 敷地内全面禁煙

当院敷地内は敷地内全面禁煙のため、従事者に周知徹底すること。

(12) 従業員に対する研修と勤務体制

① 従業員に対しては、教育方針に基づき研修体制を整え実施すること。

② 従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。

(13) 緊急時の対応

① 事故・犯罪等、又はそれに準ずる事態が発生した場合、患者や来院者への影響回避を最優先とし適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等を病院担当者に報告すること。

② 営業時間内外における事故発生時の連絡網等を書面にて届け出ること。

③ 大規模災害時は、管理区域にある商品を患者等の支援に協力すること。

(14) 使用許可の取り消し・変更

次の各号のいずれかに該当するときは、当院は事業者に対し使用許可の取り消し又は変更をすることができる。

① 事業者が契約書・仕様書の各条項に違反したとき。

② 応募資格の詐称その他の不正な手段により使用許可を受けたとき。

※事業者は、前各号による当該取消し・変更によって生じた損失の補償を当院に請求することはできない。

(15) 原状回復

① 使用許可の取り消し又は使用期間が満了したときは、自己の費用で指定する期日までに使用物件を原状に回復したうえで返還しなければならない。ただし、当院が特に承認したときはこの限りでない。

② 使用者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、当院がこれを行いその費用を事業者の負担とすることができる。この場合、事業者は何等の異議を申し立てることはできない。

(16) 損害賠償

① 事業者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を現状に回復した場合は、この限りではない。

② 事業者は、仕様書及び契約書に定める義務を履行しないため当院に損害を与えたときは、その損

害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

- ③ 売店営業にあたり当院及び売店利用者を含む第三者に損害を与えたときは、すべて営業事業者の責任においてその損害を賠償すること。

(16) 実地調査

当院は、貸付物件について随時に実地調査し、又は、営業事業者に所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することが出来る。

(17) その他

上記各項によらない事項については、その都度当院と事業者が協議により決定する。

6. 応募手続き等

(1) 募集に係る公示と 応募要領配布期間		令和 7 年 9 月 1 日(月)～令和 7 年 9 月 22 日(月)
(2) 応募申込み		令和 7 年 9 月 1 日(月)～令和 7 年 9 月 22 日(月) 土曜・日曜・祝日を除く、午前 10 時から正午及び午後 1 から午後 4 時まで受付。 応募書類の提出(7 ページ参照)は、受付期間内に申込手続きに必要な書類一式を受付場所(5)に直接持参して下さい。(郵送、電話、ファックス及び電子メールによる受付は行いません。) なお、提出書類に不備があった場合(書類の不足、記載もれ、押印もれ等)は、受付を行わず全書類を返却します。 再度持参される場合でも、提出期限を経過すると受付致しませんのでご注意下さい。
(3) 質疑及び回答	質疑受付	令和 7 年 9 月 22 日(月) 午後 4 時まで受付。 質疑は、質疑書(8 ページ参照)により、メールにて受付ます。
	質疑回答	令和 7 年 9 月 22 日(月)までにメールで応募者全員へ回答します。
(4) 企画書		令和 7 年 9 月 1 日(月)～令和 7 年 9 月 22 日(月) 土曜・日曜・祝日を除く、午前 10 時から午後 4 時まで受付。(12 時 00 分～13 時 00 分を除く) 企画書の提案内容(7 ページ参照)し、受付場所(5)に直接持参して下さい。(郵送、電話、ファックス及び電子メールによる受付は行いません。)
(5) 受付・提出場所		〒874-8538 大分県別府市大字鶴見 3898 番地 国家公務員共済組合連合会 新別府病院 外来棟 3 階 施設課 TEL0977-22-0391 (内線 6321)
(6) プレゼンテーション日時		令和 7 年 9 月 26 日(金)
(7) 事業者の決定		令和 7 年 9 月 29 日(月)

(8) その他	上記書類の他、当院が必要とする書類の提出を求めることがあります。 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。 提出された書類は、すべて部外秘とします。
---------	---

7. 事業者の審査

(1) 書類審査の実施

所定期間内に提出された書類について、当院において書類審査を行います。

応募者多数の場合は、書類審査で、選定したうえで、プレゼンテーションを実施します。

また、追加資料の提出を依頼する場合があります。

(2) プレゼンテーション

書類審査により選定した応募者を対象にプレゼンテーションを実施します。複数社応募がある場合、提出された企画書を中心に説明していただきます。説明 10 分、質疑応答 5 分を予定。

(3) 事業者の決定

当院選定委員会にて、企画内容・プレゼンテーションを基に検討・協議のうえ、総合評価、価格評価の結果、事業者を決定します。

審査シート 10 ページ参照

審査結果については、応募者全員に文書で通知します。なお、審査結果や内容の問合せについては応じられません。

8. その他

(1) 下記の場合には、出店予定者としての決定を取り消します。

(2)

① 事業者の決定から運営委託契約締結までの間、事業者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が確実でないと当院が判断した場合。

② 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者としてふさわしくないと当院が判断した場合。

③ 出店予定者が応募者の資格を失った場合。

上記の場合、選定委員会にて決定する次点の事業者との間で新たに委託契約を締結することとし、決定の取り消しにより当院が不利益を受けた場合は、出店予定者に損害賠償を請求する場合があります。

(3) その他

必要な事項については、別途定めることとします。

9. 提出書類

(1) 応募者に関する書類

書類	内容	提出部数
定款	最新のもの	1 部
企業概要	会社の概要が分かる資料(パンフレット等)	1 部
商業登記簿謄本	現在事項証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの、写し可)	1 部
納税証明書	法人税及び消費税について未納のない証明書(その 3 の 3)	1 部
決算書	最近 3 ヶ年の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	1 部
事業概要	事業経歴、創立年月日、資本金、事業内容、出店実績等	1 部
誓約書	別紙添付	1 部

(2) 企画書の内容に関する事項

内容	売店・自動販売機	提出部数
		5 部
① 店舗運営におけるコンセプト ② 店舗のレイアウト、外観図 ③ 店舗の機能・営業時間 ④ 販売を予定している商品数及び主な商品の種類・価格 ⑤ 提供を予定しているサービス ⑥ 店舗への支援体制 ⑦ 物流・商品管理システム ⑧ 安全・食品衛生管理体制 ⑨ 従業員の配置体制、教育及び訓練体制 ⑩ 利用者からのクレーム・要望等への対応体制 ⑪ 店舗の省エネルギー、リサイクル等 ⑫ 廃棄物の回収方法 ⑬ 店舗・自動販売機の収支計画 ⑭ 店舗・自動販売機の売上合計に対する売上分配金(%数による提案) ⑮ その他自由提案 企画書はA4 サイズで作成し縦・横自由とする 枚数に制限は設けないが、できるだけ簡潔に記載すること		

11. 工事区分及び費用負担区分については別紙を参照のこと。

令和 年 月 日

質疑書

国家公務員共済組合連合会
新別府病院
院長 三 股 浩 光 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(事務担当者)
所 属 職 名
氏 名
電 話
Eメールアドレス

国家公務員共済組合連合会新別府病院、売店・自動販売機、一括業務委託募集要領に基づき、質疑書を提出いたします。

質疑事項	質疑内容

令和 年 月 日

企画書

国家公務員共済組合連合会
新別府病院長 三 股 浩 光

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

⑩

(事務担当者)
所 属 職 名
氏 名
電 話
Eメールアドレス

国家公務員共済組合連合会 新別府病院、売店・自動販売機、一括業務委託募集要領に基づき、企画書を提出いたします。